

# 沼田ジュニア・リーダー一部派遣事業実施要項

## 1 目 的

本事業は、市内の育成会や青少年健全育成団体等へ、レクリエーション指導・助言を行うためにジュニアリーダー部員を派遣し、青少年健全育成事業の円滑な運営や支援をすることを目的とする。

## 2 事業内容及び派遣する指導者等

沼田市青少年育成連絡協議会は、各町育成会及び市教育委員会等に、必要に応じてジュニアリーダー部員を派遣し、各事業運営や活動内容などについて、次のような指導・助言を行うものとする。

- (1) 仲間作りに関するレクリエーション指導を行う。
- (2) その他、沼田市青少年育成連絡協議会が必要とする助言等を行う。

## 3 派遣対象組織等

- (1) 各町育成会
- (2) 市教委及び小中学校主催事業
- (3) その他沼田市青少年育成連絡協議会が特に必要と認めた組織・団体等

## 4 実施方法

本事業に関する事務の取扱は、沼田市青少年育成連絡協議会とし、派遣に関する申込みは次のとおりとする。

- (1) 派遣を希望する育成会等は、派遣申請書(別紙1)に必要事項を記入し、事務局に申込む。
- (2) 沼田市青少年育成連絡協議会は、派遣申請書(別紙1)に基づき、派遣の有無を決定し、派遣要請に適したジュニアリーダー部員を派遣する。
- (3) ジュニアリーダー部員の派遣の実施時間は原則として3時間以内とし、ジュニアリーダー部員は、事前に必要な指導計画を作成し、効率的な指導を行う。

## 5 指導後の報告

派遣をされたジュニアリーダー部員は、派遣を受けた日以後、1週間以内に派遣事業報告書(別紙3)を沼田市青少年育成連絡協議会事務局へ提出する。

## 6 育成会等の遵守事項

- (1) ジュニアリーダー部員の送迎を行うこと。
  - ・迎えは、市役所に集合し事業終了が午後9時を過ぎる場合は、ジュニアリーダー部員の自宅まで送ること。ただし、午後10時までには必ず送ること。
- (2) プログラムの補助者をつけること。
  - ・ジュニアリーダー部員は、仲間作り等の指導をする者で、準備等は主催者により行うこと。

(3) その他

- ・青少年健全育成の場であるということに十分配慮すること。

7 派遣に係る費用

- ・旅費は、派遣申請者が負担する。
- ・指導に要する実費は、派遣申請者が負担する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。